

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成26年8月15日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

香川県

2 事業の種類

県道丸亀詫間豊浜線改築工事（多度津西工区）（香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前地内から同町大字西白方字瓦谷地内まで）

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
104番	山林	山林	1318	1318.90	1318.90	なし
105番	山林	山林	1071	1071.34	1071.34	なし

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人

持分23分の22は香川県、持分23分の1は（亡）中津象吉（登記簿上の氏名及び住所 中津象吉仲多度郡多度津町大字西白方555番地）法定相続人

日野 麻由子 香川県丸亀市綾歌町富熊437番地1 マレンドール101号
(法定相続分8,832分の29)

福崎 則夫 香川県善通寺市弘田町777番地3
(法定相続分8,832分の29)

中津 信義 香川県仲多度郡多度津町大字西白方555番地
(法定相続分4,416分の47)

中津 清子 香川県仲多度郡多度津町大字西白方507番地1
(法定相続分10,304分の29)

中津 力男 香川県仲多度郡多度津町大字西白方507番地1
(法定相続分15,456分の29)

中津 文子 香川県仲多度郡多度津町大字西白方507番地1
(法定相続分15,456分の29)

高嶋 カネ子 香川県仲多度郡多度津町大字山階457番地1
(法定相続分10,304分の29)

高嶋 ふじ江 香川県仲多度郡多度津町大字山階457番地3
(法定相続分30,912分の29)

高嶋 正明 香川県仲多度郡多度津町大字山階457番地3
(法定相続分30,912分の29)

高嶋 明雄 徳島県徳島市国府町竜王6番地の35
(法定相続分30,912分の29)

- 高嶋 茂 香川県仲多度郡多度津町大字山階4 5 7番地 1
(法定相続分30, 912分の29)
- 藤田 恵美子 香川県仲多度郡多度津町大字西白方5 5 5番地
(法定相続分4, 416分の29)
- 中山 茂 香川県仲多度郡多度津町大字葛原1422番地
(法定相続分13, 248分の29)
- 中山 晴芳 岡山県玉野市迫間2210番地 6
(法定相続分13, 248分の29)
- 中山 進 住所不明。ただし、最後の住所 神奈川県藤沢市葛原2147番地の 4
(法定相続分13, 248分の29)
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 収用の裁決手続の開始を決定した日
平成26年 8月11日